

26.2.25 受領

平成26年2月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成25年第110号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年2月3日

判 決

山口県防府市

原 告 亡 A 訴訟承継人

X /

山口県周南市

原 告 亡 A 訴訟承継人

X 2

山口県周南市

原 告 亡 A 訴訟承継人

X 3

原告ら訴訟代理人弁護士 田 邦 一 隆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

1 被告は、原告 X / に対し、31万4137円及びうち28万0451円に対する平成25年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 X 2 に対し、15万7069円及びうち14万0225円に対する平成25年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 X 3 に対し、15万7068円及びうち14万0225円

に対する平成25年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

5 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求の趣旨

主文同旨

### 第2 請求の原因

訴外亡 A (以下「亡 A」という。)が、貸金業者である被告との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、平成16年7月7日から平成24年11月12日まで継続的に行った取引(以下「本件取引」という。)につき、被告から借り入れ、その返済として支払った金員について、利息制限法所定の制限利率(以下「制限利率」という。)に基づいて引き直し計算をした結果、過払となる過払金56万0901円、平成25年7月16日までの確定利息金6万7373円及び前記過払金に対する同月17日から支払済みまで年5分の割合による利息金の支払を、被告に対し求めていたところ、平成25年10月16日に亡 A の死亡により原告らが訴訟承継人となり、被告に対し、法定相続分(原告 X / が二分の一、ほか各四分の一)に基づき、各支払を求めるものである。

### 第3 理 由

1 被告は、本件口頭弁論期日に出頭しないが、陳述したとみなされる答弁書及び準備書面によれば、貸金業者であること、原告らが亡 A の相続人であること、別紙計算書の年月日欄、貸付金欄及び支払金欄につき、被告作成の取引計算書の記載に合致する部分は認め、その余は否認した上、悪意の受益者であることは争い、被告には、みなし弁済の成立要件を満たすと認識するに至る「特段の事情」が認められ、その立証は17条書面及び18条書面を交付する業務

態勢の整備についての一般的立証で足りること、悪意でないから現存利益の範囲で返還すれば足りること、仮に、悪意の受益者であったとしても、過払金に対して発生する利息を新たに発生した借入金債務に充当する理由はないこと、利息を付すべき始期は訴状送達の日の翌日であるとの趣旨の主張をしている。

- 2 証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、亡Aと被告との間で、制限利率超過の利息の約定で取引がなされ、制限利率で引き直し計算をすると、別紙計算書記載のとおり過払金等が発生した事実が認められる。
- 3 また、被告は貸金業者であるから、利息について利息制限法所定の制限があること、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により、その題名が「貸金業法」と改められた。以下「貸金業法」という。）43条1項の要件を備えることにより例外的に制限利率超過の利率による利息を受領することが許されることなどの法律知識を当然に有しているというべきで、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り、悪意の受益者といえる。
- 4 しかしながら、被告は、前記特段の事情について具体的に立証すべき責任があるというべきところ、何らの証拠も提出していない。
- 5 そうすると、被告は悪意の受益者といえ、被告は、過払金が発生した日から原告らに対して法定利息を付して支払う義務を負い、本件取引が貸付け及び返済が繰り返される継続的取引であり、過払利息を後に発生する借入金債務に充当する旨の合意があると解され、したがって、前記1の被告の主張は、いずれも失当若しくは理由がないというべきである。
- 6 以上をもとに判断すれば、原告らの各請求は、いずれも理由があるからこれを認容し、仮執行免脱宣言及び執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすることはいずれも相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

防府簡易裁判所

裁 判 官 持 田 吉 公

これは 正本 である。

平成26年2月24日

防府簡易裁判所B係

裁判所書記官 中 村 美 和

